

エシカル農畜産物等消費促進業務委託仕様書

1 委託業務名

エシカル農畜産物等消費促進業務委託

2 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

3 業務目的

山梨県では、やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制度、やまなしアニマルウェルフェア認証制度、やまなしジビエ認証制度などから生み出されるエシカル消費に関連する農畜産物等（以下「エシカル農畜産物等」とする）がある。

こうした農畜産物等をエシカル消費に関心の高い消費者等に一体的にプロモーションを行い、継続的な購買につなげるとともに、首都圏の実需者（シェフ等）、メディア等を通じて美酒・美食体験への機会を創出し、消費拡大及びブランド価値の向上を図る。

4 業務内容

受託事業者は、次に掲げる項目について県と協議の上、委託業務を実施すること。受託事業者は、(1) から (3) の業務をエシカル農畜産物等として消費者に一体的にPRできるよう努めること。

なお、本仕様書に記載のない事項については、委託業務の受託事業者として決定した際の企画提案書等の事項のうち、山梨県の指示するものについては契約書又は仕様書に追記する。

(1) 実需者（シェフ等）、メディア等向けツアーの実施

受託事業者は、エシカル消費に関心の高い消費者層（以下「エシカル消費層」とする。）にアプローチ可能な首都圏の大消費地の実需者（シェフ等）、メディア等を県内の産地に招聘するツアーに関する次の業務を実施すること。

- ① エシカル農畜産物等を複数紹介するツアーを2回以上企画・実施すること。なお、ツアーには、やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制度、やまなしアニマルウェルフェア認証制度、やまなしジビエ認証制度に関することを含め、次の内容は必ずツアーの行程に含めること。

- ・エシカル農畜産物の料理と県産酒のマリアージュの体験

- ・ 4パーミル・イニシアチブ取り組み農場の視察
 - ・ アニマルウェルフェア取り組み農場の視察
 - ・ やまなしジビエ認定施設視察
 - ・ 有機栽培取り組み農場の視察
- ② ツアーへの参加者は、エシカル消費層にアプローチ可能な首都圏の大消費地の実需者（シェフ、小売店の青果物バイヤーは必須）、メディア等とし、受託事業者が選定すること。
- ③ ツアーの行き先施設等と連絡調整を行うこと。
- ④ ツアー参加者募集・参加働きかけを行うこと。
- ⑤ ツアー時のコーディネート（ツアーバス手配、随行等）を行うこと。
- ⑥ ツアー参加にあたって、次の事項を行うこと。
- ・ 実需者（シェフ、小売店の青果物バイヤー等）：
ツアーへの参加案内、ツアーへの参加後のアンケート実施（エシカル農畜産物等を取り扱うかなど）を必ず行い、その他エシカル農畜産物等を消費者等にPRするために必要な事項を行うこと。
 - ・ メディア：
ツアーへの参加案内、ツアー参加後の記事化働きかけ、記事のとりまとめを必ず行い、その他エシカル農畜産物等を消費者等にPRするために必要な事項を行うこと。
 - ・ その他のツアー参加者：
ツアーへの参加案内の他、ツアー参加後のアンケート実施、情報発信の働きかけ等、その他エシカル農畜産物等を消費者等にPRするために必要な事項を行うこと。
- ⑦ ツアーへの参加者数やツアー参加者の飲食店・小売店でのエシカル農畜産物等の取り扱い件数、記事化数などの目標（KPI）を設定し、県に報告すること。

(2) エシカル消費層に対するやまなし4パーミル・イニシアチブ認証農産物等のプロモーションの実施

受託事業者は、エシカル消費層を主なターゲットとして、実店舗においてやまなし4パーミル・イニシアチブ認証農産物等（以下「認証農産物等」とする。）のプロモーション（以下「農産物フェア」とする。）に関する次の業務を実施すること。

- ① 県が指定する青果物卸売市場と調整して、首都圏の小売店20店舗以上（実店舗に限る。）において、農産物フェアを実施すること。ただし、小売店を選定する際は、事前に県の承諾を得ること。
- ② 露地栽培のもも、ぶどう、すもも、野菜等（もも、ぶどうは必須とする。）の出荷時期に合わせて、土曜日及び日曜日（祝日を含む。）を含むそれぞれ7日間の期間を設けて、農産物フェアを各店舗計2回以上実施すること。農産物フェア実施期間については、原則として、毎日実施できるよう店舗と調整するこ

と。

- ③ 農産物フェア実施期間中に1日以上、県の4パーミル・イニシアチブの取り組みや認証農産物等を説明できる者を店頭配置し、農産物フェア実施店舗に来店した消費者に対して説明させること。
- ④ 農産物フェア実施期間中、農産物フェア実施店舗において消費者を対象とするアンケート調査を実施すること。アンケート調査実施に当たっては、事前に県と設定するアンケート調査項目を協議し、県の承諾を得た上で実施すること。
- ⑤ 農産物フェア実施に当たり、農産物フェア周知のため、①のすべての農産物フェア実施店舗名、店舗所在地、農産物フェア実施期間、品目等を令和6年6月末までに公開することについて、フェア実施店舗の店長等の責任を有する者（以下、「店舗責任者」という。）から予め承諾を得ること。
- ⑥ 農産物フェア実施店舗のいずれかの店舗責任者の了解を得た上で、認証農産物等が写っている農産物フェア実施の様子を写真撮影し、県のホームページ等に掲載できるようにすること。また、農産物フェア実施店舗のいずれかの店舗責任者から、農産物フェア実施店舗への取材の承諾を得ること。
- ⑦ 農産物フェア実施店舗において使用するため、県の4パーミル・イニシアチブの取り組みや認証農産物のコンセプト、ターゲット層（エシカル層）等について、説明するための資料を作成すること。
- ⑧ 農産物フェア実施店舗でのフェア売上（推計可）、消費者へのアンケート調査結果等から把握された情報を分析し、報告すること。
- ⑨ 農産物フェア実施に必要な販売促進資材を制作し、農産物フェア実施店舗で使用すること。
- ⑩ ECサイトでも認証農産物等を購入できるよう、認証農産物等を取り扱うECサイトをとりまとめ、農産物フェア等において周知すること。
- ⑪ ECサイトでの認証農産物等の取り扱い増加に向けた取り組みを行うこと。
- ⑫ ECサイトとりまとめ件数、小売店舗におけるリーフレット配布数などにより、4パーミル・イニシアチブ農産物の認知者数の目標（KPI）を設定し、県に報告すること。

（3）やまなしジビエのプロモーションの実施

受託事業者は、エシカル消費層を主なターゲットとして、県内のやまなしジビエ取り扱い飲食店をPRするやまなしジビエフェア（以下「ジビエフェア」とする）に係る次の業務を実施すること。なお、ジビエフェアに併せて、エシカル農畜産物等（主にやまなしアニマルウェルフェア認証畜産物）のPRを行うこと。

- ① エシカル消費層を中心とした消費者の興味を引きつけ、県内に訪れた消費者がやまなしジビエを使った料理を供給する飲食店を選び、美酒美食の体験をするよう、発信力のある者を起用し県内のやまなしジビエ取り扱い飲食店を「やまなしジビエフェア」としてPRすること。

- ② 起用する者は、やまなしジビエが良食味で衛生基準を満たした安全な肉であることと、動物の命への感謝などを表現し、消費者にインパクトを与えることができる者とする。
- ③ ECサイトでもやまなしジビエ（やまなしアニマルウェルフェア認証畜産物を含む）を購入できるよう、やまなしジビエ等を取り扱うECサイトをとりまとめ、プロモーションにおいて周知すること。
- ④ ジビエフェアのプロモーション実施期間は、やまなしジビエの供給が安定する期間（R5年度 狩猟期間11月15日から3月15日まで）をもとに、県と協議して設定すること。
- ⑤ プロモーションに必要となる販売促進資材を制作し、配布計画を作成しPRに活用すること。（参考 R5年度実績 PR動画、ポスター(83枚)、チラシ(1,100枚)、リーフレット(17,700枚)、冊子(5,300冊)）
- ⑥ 県が指定するイベントに出展し、制作した販売促進資材を活用してPRを行うこと（1日×3回程度）。
- ⑦ ジビエフェア参画飲食店でのやまなしジビエ消費量などにより、目標（KPI）を設定し、県に報告すること。

（4）納品

受託事業者は、4（1）から（3）により得られた①から③に掲げる成果を電子データとして保存したCD-ROM若しくはDVD-ROMを令和7年3月31日（月）までに納品すること。

- ① 4（1）及び4（2）の実施結果や調査結果をMicrosoft Officeのword若しくはExcel、Power Pointにより作成した電子データ。
- ② 4（3）により制作した販売促進資材の電子データ（拡張子ai及びpdf）。
- ③ 業務実施の様子を撮影した写真データ（拡張子jpeg）

5 業務成果の取り扱い

（1）業務成果の報告等

委託業務が終了したときは、業務完了報告書を、県に提出すること。

（2）業務成果の帰属等

- ① 委託業務により制作された動画、撮影素材等の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、山梨県に帰属するものとし、県はホームページやYouTube、SNS等に随時使用、複製できるものとする。
- ② 成果物に第三者の著作物が含まれているときは、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、山梨県は、これを無償で、非独占的に使用できるものとし、受託事業者はそのために必要な著作権処理を行うこと。

- ③ 受託事業者は、委託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

6 留意事項

- (1) 受託事業者は、委託業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行うこと。
- (3) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (4) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (5) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

7 その他事項

- (1) 再委託について
委託業務の全部の処理を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部を再委託又は請け負わせることについては、事前に県の承諾を得るものとする。
- (2) 仕様の変更について
受託事業者は、業務目的を達成するために、より効果的な手法があるとき又は委託業務執行上やむを得ない事情が発生したときは、本仕様書の内容について県と協議することができるものとする。
- (3) 必要な資機材や撮影許可等について
委託業務に必要な資機材等は、受託事業者が用意すること。また、取材や撮影に当たり必要な法令等の許可申請や届出は、受託事業者が行うこと。
- (4) 取材に係る費用について
交通費や宿泊費等の取材に要する経費は、委託料に含めるものとする。
- (5) 記載外の事項について
本仕様書に記載されていない事項については、県と協議し、決定するものとする。
- (6) 紛争処理について
受託業務の遂行に関して、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託事業者は自己の責任においてこれを解決するものとする。